

# 「休眠預金等活用法」について

当金庫は、平成30年（2018年）1月から施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客さまの申出により、当金庫にて払戻しをさせていただきます。

## ＜休眠預金等の定義＞

- 「休眠預金等」とは、お客さまが最後に行った入出金等のお取引日（以下、「最終異動日等」といいます。）から10年を経過した預金等を行います。
- 「最終異動日等」とは、預金等に係る次の項目のうち最も遅い日となります。
  1. 該当となる預金等に係る異動が最後にあつた日
  2. 該当となる預金等に係る預入期間や計算期間の末日など
  3. 当金庫が該当となる預金等に係る「口座内容」の通知を預金者等に発送した日  
 ※最終異動日等から9年を経過した元本の額が1万円以上の預金等について通知をし、この通知が該当となる預金者等に到達した場合に限ります。
  4. 該当となる預金等について、預金等に該当することとなった日
- 当金庫における「異動」とは、下記の「異動にあたるお取引一覧表」のお取引が該当します。

## ＜異動にあたるお取引一覧表＞

預金の種類	法定の異動事由	当金庫が行政官庁から認可を受けている異動事由									
		通帳※1			証書※1			お客様の申出によるご契約内容の変更			
		発行	記帳	繰越	発行	記帳	繰越	事故届等の提出	カード再発行	総合口座取引	その他
当座預金	・引出、預入、振込の受入、	●	—	—	—	—	—	●※2	—	—	—
普通預金	振込による払出し、	●	●	●	—	—	—	●※2	●	●※3	カードローン契約の終了
貯蓄預金	口座振替等による預金等	●	●	●	—	—	—	●※2	●	—	—
納税準備預金	に係る預金額の異動等	●	●	●	—	—	—	●※2	—	—	—
通知預金	・手形、小切手の提示等の	●	●	—	—	—	—	●※2	—	—	解約予定日の申出、変更
定期預金 ※4	第三者からの支払請求	●	●	—	●	●	—	●※2	—	—	通帳式、証書式への変更
自動継続定期預金※4	・公告の対象となっている	●	●	—	●	●	—	●※2	—	●※3	通帳式、証書式への変更
定期積金	預金等に対する問合せ等	●	●	—	●	—	—	●※2	—	●※3	—
外貨預金・財形預金 マル優預金※3	<b>休眠預金等活用法の対象ではありません。</b> ただし、総合口座に組入れされている「マル優預金」に入出金等の取引が行われた場合には、総合口座を含む他の組入預金の最終異動日も更新します。										

※1：「通帳、証書」の記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引明細がない場合は対象外。当座預金の通帳発行は、再発行のみ対象。  
 ※2：「事故届等」とは、通帳、証書、カード（代理人カード含む）、印章の紛失（盗難）あるいは口座に対してお申出された届出をいいます。  
 ※3：「総合口座取引」とは、各種定期預金・定期積金を総合口座へ組入・解除する取引をいいます。総合口座のご利用がある場合、総合口座および組入預金（マル優預金も含む）について、上記の異動にあたる取引を行った場合、総合口座内の他の預金に異動事由が生じるものとして取扱います。  
 ※4：定期預金とは自由金利型期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）・（大口定期預金）、定額複利定期預金、変動金利定期預金です。